

原議保存期間	10年（平成41年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

殿

警察庁丁運発第59号、丁交企発第86号
平成31年3月27日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通企画課長

自動車安全運転センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者に対する運転適性検査・指導者資格者証の交付要領等について（通達）

自動車安全運転センターが実施する安全運転管理（5日）課程の研修を修了した者に対する運転適性検査・指導者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付については、原則として、交付を受けようとする者が、警視総監又は道府県警察本部長に対して、申請書及び修了証書（別紙1）を提出して申請することによるが、申請者の負担軽減の観点から「自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程（5日間コース）の研修を修了した者に対する運転適性検査・指導者資格者証の交付要領等について」（平成24年9月10日付け警察庁丁運発第106号、丁交企発第120号）により運用してきたところであるが、有効期間の満了に伴い所要の改正を行ったので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 申請書及び添付書類

申請者は、「運転適性検査・指導者資格者証交付申請書」（別紙2）を自動車安全運転センター安全運転中央研修所長（以下「所長」という。）に提出する。所長は、「安全運転管理（5日）課程修了者について」（別紙3）を申請書に添付した上で申請者の住所地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、研修終了後、遅滞なく関係書類を送付する。

2 資格者証等の交付方法

警察本部長は、申請者に対して、申請書到着の日からおおむね2週間以内に郵送等により資格者証及び運転適性検査・指導の実施上の留意事項に係る書類等を交付すること。

3 その他

「性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丙運発第11号、丙交企発第50号）の別添「運転適性検査・指導者養成要領」1(4)に該当する者は、(1)アに該当していることを要する。

第 ○ ○ 号

修了証書

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは ○ ○ 年度第 ○ 期安全運転管理（5日）
課程の研修を修了したことを証します。

○ ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

自動車安全運転センター

安全運転中央研修所 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 2

運転適性検査・指導者資格者証交付申請書		
年 月 日		
警 視 総 監 殿 警察本部長		
申請者 氏 名		
印		
私は、運転適性検査・指導者資格者証の交付を申請します。		
氏 名 、 生 年 月 日	<small>ふりがな</small> 氏 名 年 月 日生 (歳)	
住 所	〒	
勤務先	会社、事業所名	電話
	所 在 地	〒
	職 名	〒
運転適性検査・指導者 資格者証交付申請事由	自動車安全運転センターが実施する安全運転 管理（5日）課程を修了した者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

警 視 総 監 殿
警察本部長自動車安全運転センター
安全運転中央研修所長

安全運転管理（5日）課程修了者について

下記の者は、自動車安全運転センター安全運転中央研修所におけるみだしの課程を修了したので、関係書類を添えて通知します。

記

1 研修修了者等

修了者の 氏名、生年月日	年 月 日生（ 歳）		
修了課程	第 期 安全運転管理（5日）課程 （自 年 月 日 至 年 月 日）		
運転適性検査 （73-1） 実施結果	検査実施年月日	年 月 日	
	総合判定値	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
	精神的活動性	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	

2 添付書類

- (1) 上記の者に係る入所者履歴表 1通
(2) 上記の課程の修了証の写し 1通
(3) 運転適性診断票（73-1） 1通

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。